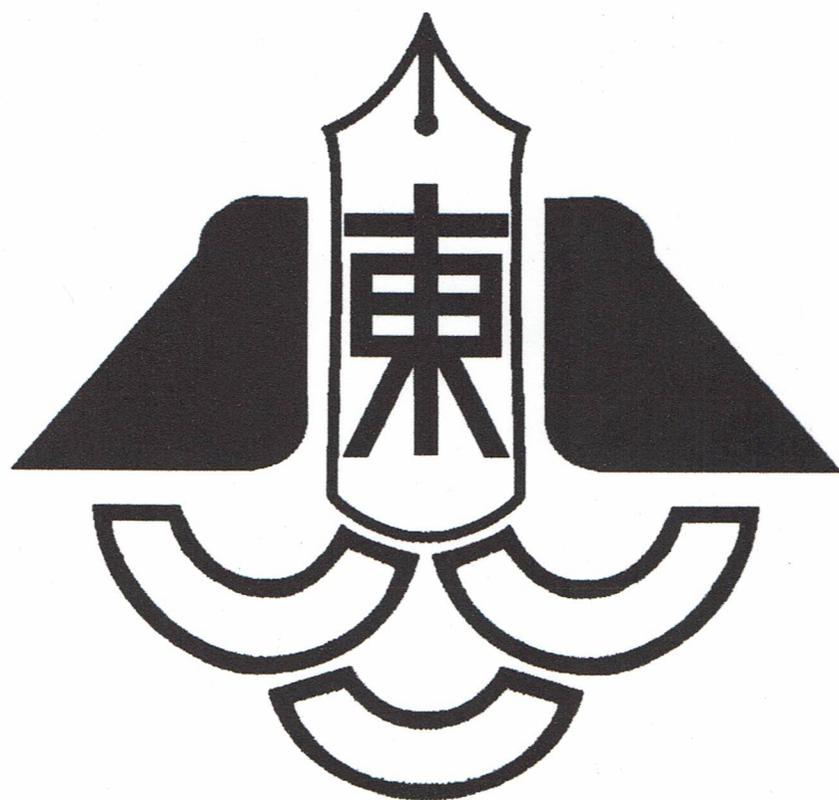


# 湖北台東小學校

## P T A 會則



令和4年度

〈保存版〉

我孫子市立湖北台東小學校 P T A

## 東小 P T A 活動の心得

1. 保護者と教職員がそれぞれの立場や意見を尊重し，子供達にとって必要な活動を考えていきましょう。
2. 伝統は大切にしながら，時代のニーズに合った活動を考えていきましょう。
3. 地域との交流を深め，子供達に必要な活動に協力していきましょう。
4. まず学級が活動の中心となるように，学級担任と保護者のコミュニケーションを密にしていきましょう。
5. 会員一人一人が活動の主役です。それぞれの意見が十分に反映されるように話し合いきましょう。
6. P T A 活動は，会員一人一人の協力で支えられています。子供が在学している間は，すすんで委員を引き受けるようにしましょう。
7. 会員としてのマナーや心遣いを忘れず，お互いに気持ち良く活動していきましょう。

# 我孫子市立湖北台東小学校PTA会則

## (名称・事務局)

- 第1条 1. この会の名称は、我孫子市立湖北台東小学校PTA（以下「本会」という）とし、事務局を校内に置く。

## (目的)

- 第2条 1. 本会は、保護者と教職員が協力して児童の幸せと健全な育成をめざし共に考え活動するとともに、会員相互の理解と親睦並びに資質の向上を図ることを目的とする。

## (運営方針)

- 第3条 1. 本会は、次の運営方針で活動する。
- (1) 会員同士は、信頼しあい本会の目的達成のために協力する。
  - (2) 本会は、自主独立のもので、他の支配、干渉を受けない。
  - (3) 本会は、特定の政党や宗教等に偏らず、営利のみを目的とした活動を行わない。
  - (4) 本会は、目的達成のために他の団体や関係機関とも協力する。

## (活動)

- 第4条 1. 本会は、目的達成のために次の活動を行う。
- (1) 学校の教育についての理解と協力
  - (2) 教育環境の整備と向上
  - (3) 学校、家庭及び地域社会との連携
  - (4) 児童の安全確保、生活環境の整備と校外の生活指導
  - (5) 会員相互の理解と親睦
  - (6) その他必要な事項

## (会員)

- 第5条 1. 本会の会員は、我孫子市立湖北台東小学校（以下「本校」という）児童の保護者と本校の教職員とする。
2. 全ての会員は、平等の権利と本会の運営方針を遵守する義務を負う。

## (組織)

- 第6条 1. 本会に次の組織を置く。
- (1) 本部運営委員会
  - (2) 本部役員会
  - (3) 学級運営委員会
  - (4) 運動運営委員会
  - (5) PTA行事運営委員会
  - (6) 地区運営委員会
  - (7) 役員選考委員会
2. 本会の運営に必要なサポートはその都度ボランティアを募集する。

(本部役員、会計監査及び相談役)

- 第7条 1. 本会に次の本部役員を置く。
- (1) 会長 1名 (保護者より1名)
  - (2) 副会長 3名 (保護者より2名, 教職員より1名)
  - (3) 会計 3名 (保護者より2名, 教職員より1名)
  - (4) 書記 2名 (保護者より2名)
2. 本会に会計監査2名を置く。
3. 会長が本会運営に必要と認めた場合, 本会に相談役(若干名)を置くことができる。なお, 相談役を選出する場合は, 本部役員経験者より委嘱する。
4. 会長は, 必要に応じて第1項に定める本部役員の定数を変更することができる。

(任務)

- 第8条 1. 本部役員と会計監査(以下「役員」という)及び相談役の任務は, 次のとおりとする。
- (1) 会長は, 本会を代表し, 会務を総務するとともに, 総会, 本部役員会, 運営委員会を招集する
  - (2) 副会長は, 他の本部役員や各専門委員会との連絡調整を行うとともに, 会長を補佐し, 会長に事故があるときはその職務を代行する。
  - (3) 会計は, 会計事務を処理する。
  - (4) 書記は, P T A 便り, 議事録などの本会庶務ならびに広報活動全般を行う。
  - (5) 教職員から選出された役員(副会長, 会計)は, 本校の教職員の意見を代表する。
  - (6) 会計監査は, 本会の会計事務を監査する。
  - (7) 相談役は, 本会の会議などで意見を述べるができる。

(任期)

- 第9条 1. 役員任期は, 1年とする。ただし再任は妨げない。
2. 教職員役員(副会長, 会計)については, 再任の限度を設けない。
3. 役員欠員が生じた場合は, 後任の役員を運営委員内で決定する。また, その任期は前任者の残任期間とする。

(役員選出)

- 第10条 1. 役員選出については, 細則で定める。

(顧問)

- 第11条 1. 本校の校長は, 本会の顧問とし, 会議で意見を述べるができる。

(総会)

- 第12条 1. 総会は, 全会員をもって構成し, 本会の最高議決機関とする。
2. 総会は, 定期総会と臨時総会とし, 次に定めるところにより会長が招集する。

- (1) 定期総会は、年1回、4月または5月に開催する。
- (2) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときに開催する。
3. 総会の議長は、総会出席者の中から選出する。
4. 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開催できない。ただし会議の出席は、委任状をもって代えることができる。
5. 総会は、次の事項について審議する。
  - (1) 活動報告及び活動計画
  - (2) 予算及び決算
  - (3) 役員任命
  - (4) 会則の改正
  - (5) その他重要な事項
6. 総会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決定する。
7. 諸事情により、総会の開催が難しい場合は、書面等でも議決できる。

(会計及び会費)

- 第13条
1. 本会の運営に必要な経費は、会費、その他の収入によって充てる。
  2. 本会の会費は、1世帯あたり年3,000円とし、年度当初に集金する。
  3. 転入者の会費は、4～7月は3,000円、9～12月は2,000円、1～3月は1,000円とする。
  4. 転出者の会費の還付は行わない。
  5. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委任)

- 第14条
1. 本会則に定めるものの他、第6条に規定する各組織の構成員の選出、任務、運営並びに会員の慶弔等、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

- 第15条
1. 本会則に定めのない事象が生じた場合は、児童の安全・利益を最優先に考える。尚、その際の決済は会長と顧問が協議し、本部役員3分の2以上の賛同を得る必要がある。

附 則

(施行期日)

- この会則は、平成21年2月20日から施行する。  
この会則は、平成22年4月16日から一部改正。  
この会則は、平成26年4月18日から一部改正。  
この会則は、平成27年4月17日から一部改正。  
この会則は、令和2年6月10日から一部改正。  
この会則は、令和3年5月1日から一部改正。

# 我孫子市立湖北台東小学校PTA細則

(趣旨)

- 第1条 1. 本細則は、我孫子市立湖北台東小学校PTA会則(以下「会則」という)  
第6条に規定する組織(以下「委員会等」という)の構成員の選出、  
任務、運営等に関し必要な事項を定める。

(本部運営委員会)

- 第2条 1. 本部運営委員会は、総会に次ぐ議決機関とし、次の者で構成する。  
(1) 本部役員  
(2) 学級運営委員  
(3) 運動運営委員  
(4) PTA行事運営委員  
(5) 地区運営委員
2. 本部運営委員会は、会長が必要と認める時に招集し、議長は会長が務める。
3. 本部運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催できない。
4. 本部運営委員会は、次の事項について審議する。  
(1) 総会の開催及び議案  
(2) 活動内容  
(3) その他重要な事項
5. 構成員は、それぞれが所属する組織の活動経過を報告する。
6. 本部運営委員会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決定する。
7. 本部運営委員会は、議事を会員に報告しなければならない。
8. 原則として、1世帯につき1回は、役職を務めることとする。

(本部役員会)

- 第3条 1. 本部役員会は、会則第7条第1項に規定する本部役員で構成する。
2. 本部役員会は、会長が必要と認めるときに招集し、議長は会長が務める。
3. 本部役員会は、構成員の2分の1以上の出席が無ければ開催できない。
4. 本部役員会は、次の事項を審議する。  
(1) 総会の開催及び議案  
(2) 運営委員会の開催及び議案  
(3) 予算の執行  
(4) PTAだよりの発行  
(5) 会員の慶弔、活動の管理及び調整等、本会の運営について必要な事項
5. 本部役員会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決定する。

6. その他の本部役員会の役割は以下のとおりとする。
  - (1) 各本校行事への協力
  - (2) 美化活動への協力
  - (3) P T Aバレーボール大会及び湖北地区6校親善インディアカ大会の調整と運営協力

(学級運営委員会)

- 第4条
1. 学級運営委員会の委員は、学級ごとに1名選出する。
  2. 学級運営委員会の委員の役割は、次のとおりとする。
    - (1) 本校のベルマークの回収・集計
    - (2) 学級の慶弔、活動、調整
    - (3) その他、学級の運営について必要な事項
  3. ベルマークの回収・集計作業のため、ベルマーク委員を設置し、学級ごとに1名選出する。

(運動運営委員会)

- 第5条
1. 運動運営委員会の委員は、学級ごとに1名選出する。
  2. 運動運営委員会の役割は、次のとおりとする。
    - (1) 運動会への協力
    - (2) 持久走大会への協力
    - (3) その他、P T Aバレーボール大会への協力、湖北地区6校親善インディアカ大会への協力

(P T A行事運営委員会)

- 第6条
1. P T A行事運営委員会の委員は、学級ごとに1名選出する。
  2. P T A行事運営委員会の役割は、次のとおりとする。
    - (1) 東っ子まつりへの協力
    - (2) その他P T A主催行事への運営協力

(地区運営委員会)

- 第7条
1. 地区運営委員会の委員は、学級ごとに1名選出する。ただし、地区運営委員長が必要と認めたときは、選出する人数を変更することができる。
  2. 地区委員会の役割は、次のとおりとする。
    - (1) 年2回の集団下校指導
    - (2) 本校、自治会、湖北台地区社会福祉協議会、地域のボランティアとの連携
  3. 地区運営委員長は、湖北台地区三校連絡協議会へ参加する。

(委員の選出)

- 第8条
- 第4・5・6・7条に規定する委員会の委員は、原則として、児童在学期間児童1人につき1回以上務めるものとする。ただし、本部運営委員会の役職を2年以上務めた場合は、この限りでない。

(役員選考委員会)

- 第9条 1. 役員選考委員会(以下「選考委員会」という)の選出は、会長を除いた本部役員(兼務)とする。
2. 役員選考委員長は、1.に規定する本部役員から選出する。  
選考委員会は、次の役職を選出する。ただし、会長は必要に応じて定数を変更することができる。
- |                 |     |
|-----------------|-----|
| (1) 会長          | 1名  |
| (2) 副会長         | 2名  |
| (3) 会計          | 2名  |
| (4) 書記          | 2名名 |
| (5) 学級運営委員      | 若干名 |
| (6) 運動運営委員      | 若干名 |
| (7) P T A行事運営委員 | 若干名 |
| (8) 地区運営委員      | 若干名 |
| (9) 会計監査        | 2名  |
3. 役職の選出は、公募と選考委員会から推薦された者から選考し、前項に規定する役職の未経験者から選出するように努める。
4. 会計監査は、旧本部役員より委嘱する。
5. 候補者が役職の定員に満たないときは、再度、1年生から5年生より選出する。
6. 前項に規定する候補者の選出方法については、学級委員に委任することができる。
7. 学級運営委員、運動運営委員、P T A行事運営委員、地区運営委員の選出に際し複数名の選出があった場合は、互選により、それぞれの運営委員会の正副委員長を選出する。なお、それぞれの運営委員の選出が1名の場合、選任された者が委員長に就任する。

(本校行事へのサポート)

- 第10条 1. 各本校行事へのサポートについて、会員よりボランティアを募る。
2. 会員はボランティア募集があった場合には、可能な限り協力する。
3. ボランティアの内容は児童の活動補助や利益に関わるものとする。

(細則の変更)

- 第11条 1. 本細則の変更については、必要に応じて本部運営委員会で協議し決定することができる。
2. 本細則を変更した場合は、本校P T A会員ならびに教職員へ書面等により速やかに知らせなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

この細則は、平成 21 年 2 月 20 日から施行する。

この細則は、平成 25 年 4 月 19 日から一部改正。

この細則は、平成 26 年 4 月 18 日から一部改正。

この細則は、平成 27 年 4 月 17 日から一部改正。

この細則は、平成 30 年 4 月 20 日から一部改正。

この細則は、令和 3 年 5 月 1 日から一部改正。

この細則は、令和 4 年 4 月 18 日から一部改正。

# 我孫子市立湖北台東小学校PTA慶弔規程

(趣旨)

- 第1条 1. 本細則は、我孫子市立湖北台東小学校PTA（以下「本会」という）会則第14条に基づき、慶弔に関し必要な事項を定める。

(対象)

- 第2条 1. 慶弔の給付の対象は、次のとおりとする。
- |  |                          |
|--|--------------------------|
| (1) 教職員会員の結婚                           | 5,000円程度<br>(ご祝儀または祝電など) |
| (2) 児童の葬祭                              | 5,000円及び生花一基             |
| (3) 保護者会員の葬祭                           | 5,000円及び生花一基             |
| (4) 教職員会員の葬祭                           | 5,000円及び生花一基             |
| (5) 教職員会員の転任、退職                        | 2,000円程度の花束              |
| (6) その他本規程にないことは、運営委員の協議決定により行うことができる。 |                          |

(経費)

- 第3条 1. 経費は、本会の慶弔費をもって充てる。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成21年2月20日から施行する。  
この規程は、平成23年3月18日から一部改正。  
この規程は、平成30年4月20日から一部改正。

# 我孫子市立湖北台東小学校PTA表彰規程

## (趣旨)

- 第1条 1. 本規程は、我孫子市立湖北台東小学校PTA（以下「本会」という）の振興発展に貢献し、その業績顕著な者または団体を表彰し、PTA活動の健全な発展と湖北台東小学校教育の向上に資することを目的とする。

## (対象)

- 第2条 1. 被表彰者は、本会の個人または団体とする。

## (表彰の方法)

- 第3条 1. 表彰は、表彰状を授与し、または感謝状を贈呈して行うことができる。また、必要に応じて記念品を授与することができる。

## (表彰の時期)

- 第4条 1. 表彰は本会総会において行うことができる。但し、事情によっては別の時にこれを行うことができる。

## (我孫子市PTA連絡協議会表彰推薦)

- 第5条 1. 現役以外で本会本部運営委員を2年間経験した個人について、我孫子市PTA連絡協議会の表彰推薦をすることができる。

## 附 則

### (施行期日)

この規程は、平成30年4月20日から執行する。

# 湖北台東小学校PTA会長奨励賞規程

## (趣旨)

- 第1条 1. 本規程は、我孫子市立湖北台東小学校の児童に対し、一年間の学校生活の中で、何らかの活動を行い頑張った児童に対し、PTA会長奨励賞として表彰することを目的とする。

## (対象)

- 第2条 1. 被表彰者は、我孫子市立湖北台東小学校に在籍する全児童とする。

## (表彰の方法)

- 第3条 1. 表彰は、表彰状を授与し、または感謝状を贈呈して行う。また、必要に応じて記念品を授与することができる。

## (表彰の時期)

- 第4条 1. 表彰は学年末最後の全校朝礼において行う。但し、事情によっては別の時にこれを行うことができる。

## (表彰者の選考)

- 第5条 1. 全クラスから表彰対象者を推薦し、PTA会長、校長、教頭、教務主任と協議の上、選考する。

## 附 則

### (施行期日)

この規程は、平成30年4月20日から執行する。

## P T A役員選考に関する基準（内規）

### （趣旨）

- 第1条 1. 湖北台東小学校P T A役員選考に関して、必要な事項を定め役員選考の基準とし、毎年開催するP T A総会の人事案件に反映させることを目的とする。

### （選考）

- 第2条 1. 本校P T A役員選考委員会（以下、選考委員会という）は、本校P T A細則第9条に定める内容に従い次年度役員を選考を行うものとする。

### （設置及び募集の時期）

- 第3条 1. 選考委員会は毎年9月に設置し、12月初旬に一次募集を行う。また必要に応じて二次募集を行い、2月下旬を目途に次年度役員候補者を確定する。なお、次年度役員選考期間は原則毎年12月から翌年2月末日までとする。

### （対象役職）

- 第4条 1. 役員選考の対象役職は、会長、副会長、書記、会計、学級運営委員、地区運営委員、運動運営委員及び行事運営委員の8役職とする。

### （募集）

- 第5条 1. 次年度役員募集については、所定の立候補・推薦用紙に記載された者の中から選考する。また、推薦については、推薦人の氏名が無記名なものについては、無効とする。

### （選考基準）

- 第6条 1. 役員選考の基準については、次に示す内容を基本的な考え方とする。
- (1) 立候補者の取り扱いについて
    - (1) P T A役員経験者・未経験者を問わず、選考の対象とする。
    - (2) 現本部役員が次年度役員に立候補した場合、選考委員会の委員から外れることとする。
  - ② 推薦の取り扱いについて
    - (1) 次年度役員立候補者がなく、複数からの推薦人があった候補者の場合については、推薦された者の同意を得られた者に限り、選考委員会として正式に推薦し、P T A総会に諮ることとする。
  - ③ 立候補者の希望する役職が複数人で重なった場合は、選考期間中に対象者との協議の場を設けて、次年度役員体制の確立に努める。
  - ④ 立候補者も推薦もない役職について
    - (1) 選考委員会として、前任者の再任も含めて候補者を探し次年度役員へ就任してもらえよう努める。

(適用除外)

第7条 1. 教職員からのPTA役員(副会長, 会計)については, 前条の基準は適用しないものとする。

(雑則)

第8条 1. 同基準について, 選考委員会は, 必要に応じて見直すことができる。

附 則

(施行期日)

この基準は, 平成29年1月21日より施行する。

この基準は, 平成30年1月13日から一部改正。

この基準は, 令和3年5月1日から一部改正。

## 少年指導員選出に関する基準（内規）

### （趣旨）

- 第1条 1. 湖北台東小学校PTA代表として少年指導員を選出し、我孫子市教育委員会の少年センターに協力する。

### （任期及び選出）

- 第2条 1. 少年指導員は2年任期とし、全地区の保護者から1名（役員に準ずる役職とみなす）、教職員から1名選出する。

### （選出方法）

- 第3条 1. 少年指導員は、本校PTA役員選考期間に全地区の保護者から公募選出する。役員選考委員会で十分に協議し、当該者を選出することができる。

### （職務）

- 第4条 1. 少年指導員は次の事を行う。
- ①地区パトロールによる少年の非行化の早期発見、指導
  - ②湖北台地区三校連絡協議会への参加
  - ③我孫子市少年指導研修会参加

### （欠員）

- 第5条 1. 任期途中で欠員になった場合は、全地区の保護者から選出し運営委員会に報告する。任期は前任者の残任期間とする。なお、やむを得ない事由により、選出が困難な場合は、地区運営委員会で協議し後任者の選出に努める。

### （雑則）

- 第6条 1. 活動は総会に報告する。

### 附 則

### （施行期日）

この基準は、平成29年1月21日から一部改正。  
この基準は、令和3年5月1日から一部改正。

我孫子市教育委員会の少年センターは青少年の健全育成を図るための様々な活動を総合的に行う活動拠点である。

少年指導員は、その少年センターに所属し、市の非常勤職員として教育委員会より委託されている。学校教職員(市内小・中・高)、PTA、青少年相談員、子供会、その他より推薦され決定する。

市内には6つの中学校区があり、東小は湖北台中区に含まれる。

# 湖北台東小学校PTA個人情報保護方針

## (趣旨)

- 第1条 1. 我孫子市立湖北台東小学校PTA（以下、「本会」という）は、個人情報の重要性を充分認識し、個人情報の取り扱いについて以下の事項を厳守し、個人情報保護への取り組みを実施し継続してまいります。

## (個人情報の取得)

- 第2条 1. 本会は、運営上必要な範囲内かつ、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。

## (個人情報の利用目的)

- 第3条 1. 本会が取得した個人情報は、次の目的の範囲内で適正に利用します。また、会員本人の同意なく利用目的の範囲を超えて利用することはありません。
- ①活動等に関する案内
  - ②資料及び書類の送付
  - ③質問等返答を要する際の連絡
  - ④表彰に関する事項
  - ⑤PTA活動全体における活動内容向上に関する事項
  - ⑥取得の際に特記した事項

## (個人情報の管理)

- 第4条 1. 本会は、取り扱う個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を講じます。また、必要に応じ、明示した利用範囲内で個人情報の取り扱いを外部へ業務委託する場合、その委託先に対しても、個人情報の安全性が確保されるよう、必要かつ適正な監督を行います。

## (個人情報の第三者への提供)

- 第5条 1. 法令に定める場合を除き、事前に関係する会員の同意を得ることなく、個人情報を第三者へ開示・提供することはありません。

## (個人情報の開示)

- 第6条 1. 本会が保管している個人情報について、会員本人から開示請求があった場合、合理的な範囲で速やかに対応します。

## (組織・体制)

- 第7条 1. 本会は、個人情報保護の重要性を認識し、継続的に改善及び向上に努めます。

附 則

(施行期日)

この内規は、平成 29 年 7 月 8 日より施行する。